

避難計画の充実化に向けた対応の整理等について

令和3年3月
内閣府（原子力防災担当）

原子力災害時に対応すべき主な事項について、今後、整理・検討が必要な内容も含め以下にまとめた。

浜岡地域の実情に合わせて対応を今後検討するものとする。

I. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応1. 初動対応

- ✓ 警戒事態及び施設敷地緊急事態での職員配置計画（参集体制）の整理。

2. 住民への情報伝達

- ✓ 住民への情報伝達手段及び一時集合場所等の職員との連絡手段の整理。

3. 医療機関及び社会福祉施設の入所者の避難

- ✓ 受入施設のマッチングが必要。
- ✓ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、避難に必要な体制が整うまで、放射線防護施設内で屋内退避を実施。

4. 在宅の避難行動要支援者の避難

- ✓ 支援者の同行により避難可能な者は避難先へ移動。
- ✓ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、避難に必要な体制が整うまで、放射線防護施設内で屋内退避を実施。

5. 学校・保育所の児童等の避難

- ✓ 警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で、児童等の保護者への引き渡しを実施。保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。

6. その他の要避難者への対応

- ✓ 安定ヨウ素剤禁忌者や一時滞在者等の対応について要整理。

7. 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- ✓ 想定対象人数及び必要車両の種類（バス、ストレッチャー車、車いす仕様）・台数の把握が必要。

8. 施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- ✓ 自治体や社会福祉施設等において保有する車両の他、バス会社や電力事業者等の協力により必要な輸送能力を確保。

Ⅱ. P A Z内の全面緊急事態における対応

1. 住民の避難

- ✓ 全面緊急事態になった時点で、御前崎市及び牧之原市のP A Z内の住民は避難を開始。
- ✓ 自家用車で避難する住民は、自家用車により避難。自家用車での避難が困難な住民は、一時集合場所に集合し、バスにより避難先へ移動。

2. 全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- ✓ 自家用車での避難が困難な住民の人数の把握（試算）が必要。
- ✓ 自治体等において保有する車両の他、バス会社や電力事業者等の協力により必要な輸送能力を確保。

3. 避難先施設までの主な経路

- ✓ 予め設定された避難経路で避難。自然災害等で避難経路が使用できない場合を想定し、代替経路も設定。避難経路所の設置。
- ✓ 住民の車両避難の円滑化のため、交通整理・誘導等の対策を実施。

Ⅲ. U P Z内における対応

1. 一時移転等に備えた関係者の対応

- ✓ 全面緊急事態になった時点で、放射性物質の放出前の段階において、U P Z内住民は屋内退避を開始。
- ✓ 原子力災害対策指針で定める基準（O I L）に基づく一時移転等に備えた情報伝達体制等を整備。

2. 住民の一時移転等

- ✓ 国と関係自治体が、避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制等の調整を行った上で一時移転等を開始。

3. 医療機関・社会福祉施設の防護措置

- ✓ 全面緊急事態になった時点で、屋内退避を実施し、一時移転等の準備を開始。
- ✓ 事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は、適切な搬送体制が整ってから、一時移転等を実施。
- ✓ 避難先は、静岡県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、各施設及び避難元市町が受入要請を行う。準備整い次第一時移転等を実施。

4. 在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ✓ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、ＴＶ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ✓ 支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等が必要となった際には、避難先への一時移転等を実施。

5. 学校・保育所の児童等の防護措置

- ✓ 警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で、児童等の保護者への引き渡しを実施。引き渡しができない児童等は学校等で屋内退避を実施。
- ✓ 事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は、職員とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。

6. 輸送能力の確保

- ✓ 自治体や社会福祉施設等において保有する車両の他、バス会社や電力事業者等の協力により必要な輸送能力を確保。

以上

令和 2 年度静岡県原子力防災訓練

図上訓練実施結果

令和 3 年 3 月
静岡県原子力安全対策課

訓練目的

原子力統合防災ネットワーク等を活用し、O F C、国、県、市町間で、合同対策協議会等の運営や情報受伝達訓練を実施し、災害の進展に応じた災害応急対策及び広域避難の手順の確認をし、関係機関の連携強化を図る。

訓練概要（1/2）

- 日時：令和3年2月4日（木）午前8時40分～正午
- 場所：静岡県OFC、静岡県庁、各市町庁舎、
浜岡原子力発電所、及び茨城県OFC
- 参加機関：内閣府、浜岡規制事務所、静岡県、県警、
関係市町、中部電力(株)他
- 訓練項目：原子力災害合同対策協議会等活動訓練

2

訓練概要（2/2）

- 内容：今年度の訓練は新型コロナウイルス感染防止のため、参集要員を例年の半数程度に絞り半日の日程に変更。
訓練はTV会議システムやN I S S等を活用し、合同対策協議会の運営や関係機関との情報受伝達を確認するシナリオ開示型の図上訓練として実施。
- 想定：浜岡原子力発電所4号機において、最大震度7の地震発生を起因として、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生し、その後放射性物質が放出され、一時移転が必要な空間放射線量率の上昇を確認。

3

訓練タイムスケジュール

| 時間 | 内容 |
|-------------|----------------|
| 8:45~9:00 | 訓練開始・ブリーフィング |
| 9:00~11:30 | 情報受伝達訓練、TV会議訓練 |
| 11:30~12:00 | 訓練振り返り・アンケート |
| 12:00 | 訓練終了 |

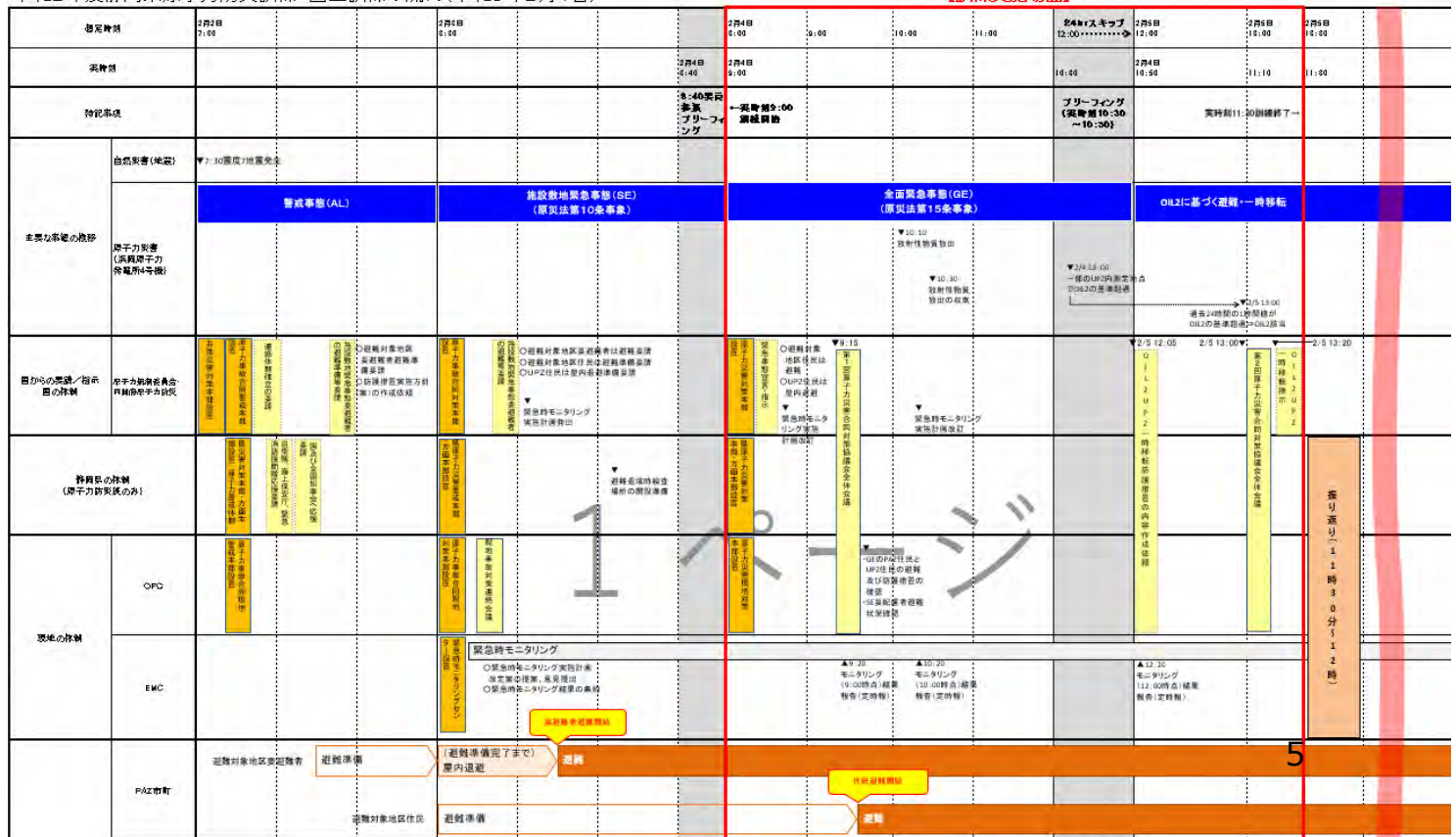
4

訓練シナリオ

(抜粋)

令和2年度静岡県原子力防災訓練 図上訓練の流れ(令和3年2月4日)

【訓練実施場面】



5

訓練実施状況写真 (1/3)

No.1 : 15条事象の認定通報を2月4日 8:05に受けOFC総括班班長がOFC内へ周知している様子



No.2 : OFC住民安全班によるNISS確認状況



No.3 : 8:10内閣総理大臣による緊急事態宣言発出 (TV会議システムで首相会見を模擬)



No.4 : TV会議システムによる第1回合同対策協議会全体会議の様子



6

訓練実施状況写真 (2/3)

No.5 : TV会議システムによる第1回合同対策協議会全体会議の様子



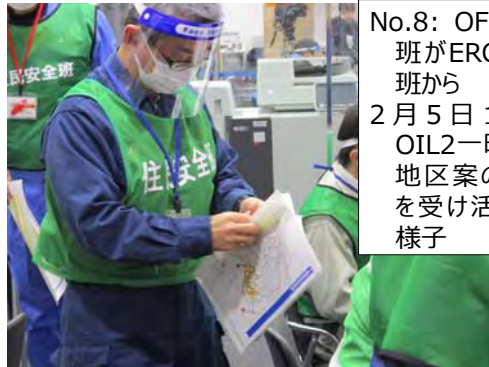
No.6: OFC事業者ブースにて発電所から10:10に事業者通報第10報(放射性物質の放出)のFAXを受信した様子



No.7: OFC放射線班班長が10:00時点の緊急時モニタリング評価結果をERC放射線班から入手したことをOFC内に周知



No.8: OFC住民安全班がERC住民安全班から2月5日12:00にOIL2一時移転対象地区案の確認依頼を受け活動している様子



7

訓練実施状況写真 (3/3)

No.9: TV会議システムによる第2回合同対策協議会全体会議の様子



No.10: TV会議システムによる第2回合同対策協議会全体会議の様子



No.11: TV会議システムによる第2回合同対策協議会全体会議の様子



No.12: OFC住民安全班班長がERC住民安全班から13:20にOIL2一時移転の指示・公示文を受信したことをOFC内に周知



8

訓練の成果と改善点 (課題) (1/4)

主な成果

- 情報の取り扱い、流れについて、全体を確認することができた。
- 新型コロナウイルス感染防止対策が考慮された訓練ができた。
- 原子力災害合同対策協議会で、内閣府、県、市町、中電が連携できる体制を確認できた。
- 統合原子力防災ネットワーク（TV会議、N I S S）等を最大限活用して訓練を実施することにより、原子力災害対応の手順の確認と関係機関の連携を図ることができた。
- N I S Sシステムを導入し、通報内容や災害状況資料等が逐一送られてくる事になったため、多くの情報を元に対応判断が出来るようになった。

9

訓練の成果と改善点（課題）（2/4）

主な改善点（課題点）とその対策案（⇒）

① 訓練計画・企画に係わる改善点

○コロナ対策を講じた上で人数を制限しているが、災害が起きたら、結局、大人数でやることになると思う。コロナどころではなく、参集人数を減らせる工夫が必要ではないか。

⇒新型コロナウイルス流行下の現地災害対策本部等の運営については、人と人との接触の低減を図り、密を避けながら緊急時対応を実施することが必要である。内閣府に具体的な対策を検討するよう要望する。

○U P ZにおいてO I L 2 対象地区が指定された所からの動きの訓練も実施してほしい。

⇒今年度の訓練は緊急事態発生からO I L 2 一時移転指示までの緊急事態区分を対象とした訓練だったが、さらにその後の一時移転対象地区が指定された所からの訓練も来年度以降計画する。

10

訓練の成果と改善点（課題）（3/4）

主な改善点（課題点）とその対策案（⇒）

② 訓練シナリオ、状況付与に係わる改善事項

○各機能班への付与情報があれば、各班の役割をもう少し理解を深めることができたのではないか。（N I S Sを閲覧していたのみであった。）

⇒今年度の訓練では訓練規模縮小のため一部の機能班だけへ状況付与を発信した。来年度は機能班全てが適切に活動できるよう状況付与の計画を行う。

③ 機器（システム）の使用に係わる改善事項

○N I S Sは受信したことがわかるお知らせ機能がよかったほうがよいのでは。

⇒訓練参加者からの意見について検討し、N I S Sの機能改善について、内閣府へ要望していく。

11

訓練の成果と改善点（課題）（4/4）

主な改善点（課題点）とその対策案（⇒）

④ 訓練運営に係わる改善事項

○県O F C派遣班を経由しなくてもN I S Sで共有できる。

○連携をより視覚化し、より明確に手順を確認する目的で、O F C機能班長からのアナウンスに続いて、県O F C派遣班から県本部への伝達・応答をT V会議を用いて行ったが、少し冗長になってしまった。県O F C派遣班から県本部への伝達・応答は実際と同じく電話にて行い、訓練上必要があればO F C機能班長からのアナウンスに県本部が反応することにしてもよかったと考える。

⇒県O F C派遣班はO F Cと県災害対策本部との連絡を中継する役割だが、N I S Sを導入したことで、E R CやO F Cから直接県災対本部へ情報伝達することが可能になったことから、県O F C派遣班の役割について検討する。